

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 号
件 名	金子孝総務常任委員長の傍聴権侵害について
要 旨	<p>陳情者は平成 23 年 6 月 22 日、午前 10 時開催の新潟市議会総務常任委員会において、傍聴券の交付を受けた上、委員と所管との質疑応答を聴取記録するため、平穩に傍聴席で審査会議の進行を待っていた。</p> <p>その傍聴権を有する市民（陳情者）に対し、金子孝委員長は正当な理由なく退場を指示する。同委員長の命令は地方自治法第 115 条（議事公開の原則）に違背し、「新潟市議会委員会傍聴規則」等に違反する。</p> <p>午前 9 時 40 分ころ、陳情者は議会事務局待合室において事務局職員等から趣旨説明の順番について次の説明通知を受ける。「午前 10 時に総務常任委員会と文教経済常任委員会の陳情審査会議が同時刻に行うことが議会委員会で決まり、後者委員会は前者委員会審議の終了を待つことを了解している」との説明であった。</p> <p>その際陳情者は趣旨説明と所管質疑の傍聴には 1 ～ 2 時間程度要するから、後者委員会の開始を「1 ～ 2 時間または午後」の時間差を設けなかったことを抗議したが、「委員長同士の決定であり、後者委員会は審議の終了を待つ」との返答であった。</p> <p>午前 9 時 45 分ころ、事務室カウンターで傍聴受付簿に記入し、傍聴券交付を受ける。</p> <p>午前 10 時～10 時 30 分、総務常任委員会において陳情「新潟東港横土居地域対策協議会」会長小川竹二による憲法第 89 条後段「公金による支配」及びそれに関することについて」の審査会議でその趣旨説明を行う。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 9 月 9 日 第 2 8 7 号

陳情第14号

午前 10 時 30 分，趣旨説明を終え，傍聴席に着いて審査会議の進行を待つ。文教経済常任委員会係員から，「同委員会での趣旨説明をすぐに行いたい」との要請を受ける。そのため，当委員会所管長質疑の傍聴を希望し，「さらに 10 分程度要すから文教経済常任委員会に理解と協力をお願いしてほしい……」と審査会議室の出口側端において委員会係員に対して小声でお願いし，交渉した。

委員会係員との平穏で恐縮したお願い交渉中，突然，議事課長が割って入り，陳情者に対して比較的大きな声で，「市議会常任委員会に趣旨説明をお願いしていながら，何時までも待たせるとは失礼じゃないですか」などと怒り声での抗議を受ける。議事課長の不能な議会事務と裁量権の逸脱を抗議する。

さらに，記載のとおり金子孝委員長の退場指示発言が加わり，陳情者は平穏なお願いは通用しないものと判断，委員長の指示に従い，意思に反して傍聴を断念，文教経済常任委員会に向かって退場するに至った。

退場しようとしていた傍聴希望者（陳情者）に対し委員会席から罵声を叫ぶ暴言があったが，委員長の注意はなかった。

不規則発言の域を超えた卑怯で下劣な言動は，公平で公正な透明性ある審査会議は不能であり，同委員にその資格はなく相応の処罰を求める。